

## 特集:

- CTM 料金  
40%値下げ
- 「YKIウォーカー」  
もOK?!



## CTM料金40%値下げ!

2009年5月1日から、CTM(欧州共同体商標)についての料金が値下げになりました。(以下、代理人手数料は除く。)  
(レートは2009年5月のもの)

今まで、850ユーロ(約11万3千円;注:3区分まで)かかっていた登録料が無料になりました。

出願料は150ユーロほど加算され、FAXまたは紙媒体での出願は1050ユーロ(約14万円)、電子出願は900ユーロ(約12万円)となります。(最近ほとんどが電子出願です。)

マドプロ出願でCTMを指定する場合、登録料は今まで1450ユーロ(約19万円)かかっていたものが、870ユーロ(約12万円)となります。

この料金値下げは、2009年5月1日の出願分から適用されます。すなわち、現在出願中のものについては、登録料は従来どおり支払わなければなりません。

今回のCTM料金の改訂は、全体で約40%の値下げとなりますので、この不況の時代、日本からヨーロッパへの商標登録出願についてかなりうれしいニュースではないでしょうか。

ところで、CTMとは、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)に商標登録出願し、ひとつの登録でCTM加盟国 全域をカバーできる制度をいいます。手続きは1回で済み、料金の負担も小さいのでEU加盟国の複数国で権利取得したい場合にはお勧めします。ただし、加盟国のうち、ひとつでも拒絶の国があると、その効力は加盟国全域に及ぶというデメリットもあります。この場合は、拒絶のない国については通常の各国出願に変更することができます。

YKIでは、ヨーロッパ現地の法律事務所にも広いコネクションがありますので、出願手続きのご相談やご質問等、お気軽にお問い合わせください。

### CTMの加盟国(27カ国)

オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、チェコ、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア (ノルウェー、スイス未加入)

(2009年5月現在)

## 「YKIウォーカー」もOK?!

商標「東京ウォーカー / Tokyo Walker」等の登録商標を有する株式会社角川メディアマネジメント(以下「角川社」という。)が、被告である株式会社ブランディング(以下「ブランディング社」という。)の商標「ボーイズウォーカー / BOYS WALKER」(登録第4568586号)等について、被告の商標は角川社の「ウォーカー」というイメージにタダ乗りだ!として訴えた事件で、

知財高裁は、2009年4月8日に、この角川社の請求を棄却する判決を下しました。すなわち、簡単に言うならば、「ウォーカー」という語は、角川社のものとして著名であるわけではないので、他社がこれを使用しても全体として出所混同を生じず、使用してOKということになります。次頁に詳述します。

### 「YKIウォーカー」もOK?!

事件の前提条件・争点  
知財高裁の判断  
出所の混同について  
YKIコメント

## 特集:

### 「YKIウォーカー」もOK?!



“「ウォーカー」は  
多数存在する!!  
混同は生じない!!”



#### YKI国際特許事務所

〒180-0004  
東京都武蔵野市吉祥寺本町  
1-34-12

TEL:  
0422-21-2501

FAX:  
0422-21-2391

E-MAIL:  
[yoshida.mamiko@yki.jp](mailto:yoshida.mamiko@yki.jp)

URL:  
<http://www.yki.jp/>

## 事件の前提条件・争点

まず、この事件の前提条件として、角川社の発行する雑誌「東京ウォーカー」は、平成2年3月の創刊以来、多数の販売部数を確保しており、続いて角川社は「関西ウォーカー」「東海ウォーカー」など、「都市名又は地域名+ウォーカー」として統一した名称で一貫した使用してきたため、「都市名又は地域名+ウォーカー」という都市情報誌は、角川社(又はその関連会社)が発

行する定期刊行雑誌として、全国で周知著名となっていたと認められました。

しかしながら、「都市名」と関係なく、例えば「ゲーム」についての情報誌名「ゲームウォーカー」について考えてみると、「情報を示す語」の名詞は多数存在しており、「情報を示す語+ウォーカー」という態様では、需要者間において必ずしも角川社と関係するもの、という認

識はされていなかった、と判断されました。

この事件の最大の争点は、角川社の「東京ウォーカー/TokyoWalker」等の商標とブランディング社の「ボーイズウォーカー/BOYS WALKER」等の商標が、出所の混同を生じているか、という点にありました。知財高裁は、以下の視点から、両者は出所の混同を生じていない、と判断したのです。

## 知財高裁の判断 出所の混同について

### (1) 商標の非類似

商標「ボーイズウォーカー/BOYS WALKER」は、ひとつの単語として一体に認識でき、特定の観念を生じない造語であり、商標「東京ウォーカー/TokyoWalker」も同様に、ひとつの造語であると考えられ、全体として両者は非類似の商標であると判断されました。

### (2) 需要者の共通性

角川社の発行する雑誌「東京ウォーカー」は、イベント、レジャー、映画等の情報掲載誌であるのに対し、被

告ブランディング社は携帯電話向けサイトを運営しており、ファッション、流行、芸能等の情報を掲載したメルマガを配信していました。この点において、「情報発信」という観点からは、需要者に共通部分がある、と判断されました。

### (3) 需要者の間で出所の誤解が生じている事実の有無

被告ブランディング社が運営する「ガールズウォーカー/girlswalker.com」、「ファッションウォーカー/fashionwalker.com」等のサイトについては、多数の閲覧

が行われていたが、その取引者及び需要者において、角川社(又は関連会社)が関係しているとの誤解が生じているとの事実は認められませんでした。

### (4) 結論

以上から、被告ブランディング社が商標「ボーイズウォーカー/BOYS WALKER」等を「雑誌」を含む印刷物に使用するとき、その取引者及び需要者がその商品を角川社と緊密な関係にあるものだ、という広義の混同を生ずるおそれはない、と判断されました。

## YKIコメント

実際に、現時点でも「ウォーカー」という商標は、ざっと検索しただけで、角川社以外の者によって800件以上も登録されていますので、本判決の判断は妥当であるという気がします。例えば、YKIが「YKIWalker」や「トレードマークウォー

カー」という雑誌を発行したとしても、まさか角川社と何か関係があるのか…?!と誤解する方はいらっやらないでしょうね。

文責:弁理士 吉田 麻実子